

第70号（第90条関係）

保 管 業 届 出 書

銃砲刀剣類所持等取締法 第10条の8第1項 の規定により、 猟銃等 の
 第10条の8の2第1項 クロスボウ
保管を業とすることを次のとおり届け出ます。

年 月 日

公安委員会 殿

届出人氏名

事業場の名称、所在地 及び電話番号	
猟銃等又はクロスボウを保管する 場所の所在地及び電話番号	
事業開始の予定期日	年 月 日

- 備考
- 1 猟銃等に係る届出を行う場合にあつては第10条の8第1項とある及び猟銃等とある内に、クロスボウに係る届出を行う場合にあつては第10条の8の2第1項とある及びクロスボウとある内にレ印を記入すること。
 - 2 届出人氏名は、届出人が法人の場合にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
 - 3 事業場の名称、所在地及び電話番号欄には、届出人が法人の場合にあつては、その法人の名称、事業場の所在地及び電話番号を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。